

(その二)

安政三年（一八五六年）四月 寄託文書二七二号

行場道普請人足の寄進願い

安政大地震から三年弱を経過した時の書類である。まだ復興が遅々として進んでいないことが判明する。

この文書は倒壊した諸堂、寺坊は藩が再興することになったが、行場道（名所巡り）までは手がつかず、南北笠置村、広岡村、上下有市村などに人足などの寄進を願うものである。

出状者は笠置寺寺中とされ、三院とも辛うじて住職は在住していたが、この二年後には多聞院義祥だけとなる厳しい現実が待っていた。

なおこの書状は筆跡から江戸時代最後の福寿院住持南海の筆によることが判明する。

この寄進依頼に応じて笠置村をはじめ、近隣の村々から資力に合わせて有力者は数人分、資金のない者は自身で人足となり行場道の復旧に参加した。天井の巨岩が滑り落ちた胎内くぐりの上に切石が乗ったのも、崩れ落ちた十三重塔が組み上がったのも（上層部で組違いはあったが）この寄進によるものである。

ここに「黒鋏」というのは土木工事などの人夫のことである。

原文

表題

行場道 御普請	人足御寄進覚帳
	笠置寺
北笠置村	寺中

抑当山旧跡靈地之儀者、諸人知処候南利（ナリか？）、然者去寅年大地震ニ而諸堂并寺坊共ニ倒れ、殊ニ大石崩れ落、別而行場道所々崩れ墜き、彼れ参詣之御方、通行も不相成、気毒ニ奉存候、然処、今般、御地頭様ニおゐて、諸堂寺坊共、御普請被成下候儀ニ御座候、左候得者、右行場道其儘難差置、早々手入取繕普請仕度候得共、山内ニ而、何ニ分行届不申、旁々心配罷有候、扱大地震ニ付ハ御互御迷惑、別而此時節柄勸化等御願申上候儀、十分察入思慮仕候得共、長々行場道留致置候而ハ諸国参詣之御方、打角登山空しく下向為致候段、甚心外之事ニ御座候、就而ハ追々右行場道、修理相加申度、仍而他力之御帰依ヲ以、右成就仕度候間、何卒当山旧靈之儀被思召、隣村之御ちからを以、人足御手伝御寄附被成下度御願仕候、尤老童男女ニテモ不苦候間、宜敷御心尽、御寄進之程奉希候以上

安政三年（一八五六年）辰四月

笠置寺

寺中㊦

一	人足老人分	代貳匁	木弥屋清助
一	同老人	代貳匁	木屋庄七
一	同老人	代貳匁	中嶋屋仁兵衛
一	人足老人半	代三匁	藤屋善六
一	人足老人	代貳匁	足袋屋十兵衛
一	同老人分	貳匁	大津屋忠助
	人足老人分	貳匁	新屋源藏
	〃	貳匁	
一	同	拾匁	木津屋久右衛門
	黒鍬四人分		
一	人足老人半	三匁	木屋長五郎
	黒鍬老人分		
一	室札	貳匁五分	木屋勘兵衛
	黒鍬老人分		
一	同四人分	〃	植村勝介
	黒鍬老人半		
一	同貳人分	五匁	山村勘次郎
	黒鍬貳人分		
一	同四人分	〃	大坂屋弥助
	黒鍬四人分		
一	同老人半分	三匁七分五厘	嶋屋忠右衛門
	黒鍬三人分		
一	同老人半分	七匁五分	森嶋治左衛門

一 式人 伊三郎

一 壹人 助藏

一 壹人 政次郎

一 式人 嘉兵衛

合拾四斬(キリか?)ニて

拾八人 広岡村

一 人足 拾五人 上有市村[㊦]

右人足何時^ニ而も差出可申候

一 人足 式拾五人 下有市村

右御手伝差出し可申候間、何時^ニ而も可被伝下候、併何人は申も前々^ニ御申しこし可有候、此段御承知置可被下候已上

人足代

一 銀札式拾八匁式分四厘 切山村

右之通差上候間、人足御願被下度奉願上候

巳(安政四年、一八五七年)三月

一 金式匁式歩^ト 笠置山毘沙門講中

拾式匁五分

右は胎内く、り笠石上^并

左之十三塔重立候分^江